

山形県森林研究研修センターにおける研究活動及び研究費の使用
に関する行動規範

平成 29 年 2 月 1 日

最高管理責任者

山形県森林研究研修センター所長

山形県森林研究研修センター（以下「センター」という。）における研究活動及び研究費（以下「研究費等」という。）の運営・管理を適正に行い、不正行為を防止するために、研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）が取るべき行動規範を以下に定める。

- 1 研究者等は、研究費が、センターが管理する公的な資金であることを認識し、常に高い倫理意識を保持し、公正で効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 研究者等は、研究費等の運営・管理に際し、関係する法令や通知及び配分機関が定める使用ルール並びに県やセンターが定める規程等を十分に理解するとともに、これらを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、研究費等を計画的かつ適正に実施しなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、研究費の使用にあたり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。
- 6 研究者等は、研究成果の活用を図るとともに、研究データを適切に保管し、必要に応じ開示しなければならない。